



麻生公務員専門学校 福岡校 学則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本校は教育基本法および学校教育法に従い、地域社会の発展に寄与し、国際社会に役立つ人材を養成することを目的とする。

校訓： 無私

(名 称)

第 2 条 本校は、麻生公務員専門学校福岡校という。

(位 置)

第 3 条 本校は、福岡県福岡市博多区博多駅南 1 丁目 1 4 番 1 4 号に置く。

(学校評価)

第 4 条 本校は、その教育における一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本校は、自己評価結果を踏まえ、本校の関係者等による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。

3 第 2 項に定める自己評価及び学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項は、別に定める。

第 2 章 課程および学科、修業年限、定員ならびに休日、休暇

(本校の課程、学科および修業年限、ならびに定員)

第 5 条 本校の課程、学科および修業年限ならびに定員は別表 1 のとおりとする。

(在学期間)

第 6 条 在学期間は、在籍する学科の修業年限に 1 年を加えた期間を限度とする。

(学年、学期の始終期)

第 7 条 本校の学年は、4月 1日に始まり翌年 3月31日に終わる。

公務員中上級総合科の学年は、10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

2 本校の学期は次のとおりとする。

前 期 4月 1日から 8月31日まで

後 期 9月 1日から 3月31日まで

公務員中上級総合科の学期は次のとおりとする。

前 期 10月 1日から3月31日まで

後 期 4月 1日から9月30日まで

3 校長は必要に応じ、前項の期間を変更することができる。

(休業日)

第 8 条 学校の休業日は次のとおりとする。

ただし、第3号から第5号の休業期間の始期及び終期は、年度により別に定める。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(3) 夏期休業

(4) 冬期休業

(5) 春期休業

2 上記、休業日は校長の判断により変更することができる。

第 3 章 組織および会議

(教職員)

第 9 条 本校に次の教職員を置く。

校 長 1名

教 員 基幹教員 23名以上

非基幹教員 必要数

事務職員 相当数

校 医 1名

2 校長は校務を掌り、所属職員を監督する。

(会議)

第10条 学校の円滑公正な運営を図るため、次の会議を置く。

一 教務会議

二 カリキュラム会議

三 進級・卒業判定会議

四 入試選考会議

第 4 章 教育課程および授業時間数

(教育課程および授業時間数)

第11条 本校の教育課程および授業時間数は、別表2のとおりとする。

2 履修に関する事項は、履修規程に別に定める。

(授業時間)

第12条 本校の始業および終業の時刻は、9時から18時まで（昼間）とする。

（成績評価）

第13条 授業科目の成績評価は、各学期末に行う試験、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、授業科目によっては、その他の方法によって評価することができる。

2 各学期末に行う試験、および実習の成果についての評価は、別に定める「成績評価に関する規程」に基づき行う。

（課程修了の認定）

第14条 進級および卒業の認定は別に定める「履修規程」に基づき、校長が行う。

第5章 入学、転科、編入学、休学、復学、退学、除籍および卒業

（入学資格）

第15条 本校入学資格は、次のとおりとする。

高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者、または学校教育法施行規則第183条に該当する者。

（入学時期）

第16条 入学の時期は4月とする。

公務員中上級総合科の入学時期は10月とする。

（入学志願手続）

第17条 本校に入学を志望する者は別に定める所定の書類に入学選考料を添えて校長に提出しなければならない。

（入学者の選抜）

第18条 入学者の選抜方法については、別に定める。

（入学手続きおよび入学許可）

第19条 入学者の選抜に基づき、合格通知を受けた者は、校長の指定する期日までに所定の入学金を納付しなければならない。

2 校長は、前項の入学手続きを完了した者（入学金の免除又は徴収猶予している者を含む。）に入学を許可する。

3 入学を許可された者は、校長の指定する期日までに、学則に定める授業料等を納付し、所定の誓約書に本人および保護者等1名が署名の上、その他必要な入学書類を添えて、手続きをしなければならない。なお、本校が特別に認める者については、保護者等の署名は不要とする。

（転科）

第20条 他の学科への転科を希望する者には、学科の特性上、可能な場合に限り、選考の上これを許可することがある。

2 転科に必要な事項は別に定める。

(編入学)

第21条 編入学を希望する者には、学科の特性上可能でありかつ欠員のある場合に限り、選考の上、これを許可することがある。

2 編入学に必要な事項は別に定める。

(転入学)

第22条 転入学を希望する者には、学科の特性上可能な場合に限り、選考の上これを許可することがある。

2 転入学に必要な事項は別に定める。

(再入学)

第23条 退学もしくは在籍可能年限を超えたために除籍となった者が再入学を願い出た場合、選考の上、これを許可することがある。

2 再入学に必要な事項は別に定める。

(休学)

第24条 病気や留学、またはその他の理由により引き続き30日以上修学することができない者は、休学願(病気の場合は診断書添付)を提出し、校長の許可を受け休学することができる。

2 休学期間満了までに、所定の手続きを行わなくてはならない。手続きに関する事項は別に定める。

3 休学に必要な事項は別に定める。

(復学)

第25条 休学期間満了の場合、または休学の期間中にその理由がなくなった場合は校長に願い出て、その許可を得て、復学することができる。

2 復学時の学年は、休学許可時の学年とする。

3 学則および学生に関する規程については、復学時の学年の学則および規程等を適用する。ただし校納金に関しては、入学時の規定を適用する。

4 復学に必要な事項は別に定める。

(退学)

第26条 退学しようとする者は、所定の書類を校長に提出し、許可を受けなければならない。

2 退学に必要な事項は別に定める。

(除籍)

第27条 次の各号の一に該当する者は除籍する。

- (1) 死亡した者。
- (2) 行方不明の届出のあった者。
- (3) 授業料等の校納金および教科書・教材費等の納付金を滞納し、督促を受けてもなお納付しない者。
- (4) 第6条に定める在学期間が所定の年数を超える者。
- (5) 休学期間を超えてなお復学しない者。
- (6) 正当の理由なく、欠席が長期にわたる者。
- (7) 所定の手続きを指定の期日までに行わなかった者。
- (8) 退学処分を受けた者。

(復 籍)

第28条 前条第3号の規定により除籍となった者から復籍の願い出があったときは、選考の上、これを許可することがある。

2 復籍に関する規程は別に定める。

(卒 業)

第29条 本校指定の修業年限以上在学し、第14条の認定を受けた者に対し、校長は卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第30条 下記の課程・学科を修了した者は学校教育法第131条の2及び学校教育法施行規則第186条に基づき、専門士と称することができる。

課程名	学科名
文化教養専門課程	公務員総合科

第6章 賞 罰

(表 彰)

第31条 成績優秀にて、他の模範となる者は、表彰する事がある。

2 表彰に関する規程は別に定める。

(懲 戒)

第32条 校長は、本校の規則に違反、又は本校の学生として本分に反する行為があった場合において、教育上必要と認められるときには、学生に対し懲戒を加えることができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学および退学の3種類とする。

3 懲戒の対象とする行為は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 本校の学則及び諸規程に違反する行為

- (2) 法令に違反する行為（犯罪行為）
 - (3) 人権を侵害する行為
 - (4) ハラスメント行為
 - (5) 情報倫理・学問倫理に反する行為
 - (6) 学生の学習、教職員の教育研究活動等の正当な活動を妨害する行為
 - (7) 試験等における不正行為
 - (8) その他学生の本分に反する行為
- 4 懲戒により退学となった者の再入学は原則として認めない。
 - 5 その他必要な事項は別途定める。

第 7 章 入学金、授業料およびその他

（納付金）

第 3 3 条 本校の入学金、授業料等の校納金は、別表 3 のとおりとする。

- 2 既に納付した授業料、入学選考料、入学金、施設設備費及び教育充実費は返還しない。ただし、特別な事由があると校長が認めた場合はこの限りではない。

（連帯保証人）

第 3 4 条 校納金支払につき、学生は連帯保証書を提出するものとする。この連帯保証人となることができる者は、支払能力を有する者に限る。なお、本校が特別に認める者については、連帯保証書の提出は不要とする。

（連帯保証人の変更）

第 3 5 条 連帯保証人について連帯保証書記載の内容に変更が生じた場合は、所定の書類により、直ちに校長に届け出なければならない。

（退学および停学の場合の納付金）

第 3 6 条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料および当該年度の施設設備費、教育充実費は徴収する。

- 2 停学期間中の授業料は徴収する。

（休学の場合の納付金）

第 3 7 条 学期の途中で休学した者の当該期分の授業料および当該年度の施設設備費、教育充実費は徴収する。

（復学の場合の納付金）

第 3 8 条 復学した者の校納金は、入学時の規定を適用する。

- 2 復学した者は、所定の期日までに校納金を納入しなければならない。
- 3 年度の中途において復学した者の当該期分の授業料および当該年度の施設設備費、教育充実費は徴収する。

(寄 宿 舎)

第 39 条 寄宿舍に関する事項は設置時に寮規則を校長が別に定める。

(健康診断)

第 40 条 健康診断は、毎年 1 回、別に定めるところにより、実施する。また、校長が必要と認められた場合には、臨時の健康診断を実施することがある。

2 学生は、本校が実施する健康診断を受けなければならない。

第 8 章 科目等履修生および聴講生

(科目等履修生)

第 41 条 本校において開設する授業科目に対し、本校の学生以外の者から、特定科目について履修および聴講の申請がある場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上、科目等履修生および聴講生として当該科目の履修を許可することがある。

2 科目等履修生および聴講生に関する事項は別に定める。

第 9 章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

第 42 条 附帯教育事業として次のとおり別科を設置する。

科名	就業期間	授業時間	総定員	備考
公務員中上級総合科別科 教養コース 10 月コース	12 ヶ月 (10 月～翌年 9 月)	475 時間	30 人	昼間
公務員中上級総合科別科 教養コース 1 月コース	9 ヶ月 (1 月～9 月)	316 時間	30 人	昼間
公務員中上級総合科別科 教養コース 3 月コース	7 ヶ月 (3 月～9 月)	211 時間	5 人	昼間
公務員中上級総合科別科 専門コース 10 月コース	12 ヶ月 (10 月～翌年 9 月)	523 時間	5 人	昼間
公務員中上級総合科別科 専門コース 1 月コース	9 ヶ月 (1 月～9 月)	348 時間	5 人	昼間
公務員中上級総合科別科 専門コース 3 月コース	7 ヶ月 (3 月～9 月)	232 時間	5 人	昼間
公務員中上級夜間別科 教養コース	8 ヶ月 (11 月～翌年 6 月)	176 時間	20 人	夜間
公務員ブラッシュアップ別科	8 ヶ月 (4 月～11 月)	560 時間	20 人	昼間
公務員中上級総合科別科 中級対策・上級基礎コース	6 か月 (4 月～9 月)	400 時間	30 人	昼間

公務員中上級オンライン別科 専門コース	12ヶ月 (10月～翌年9月)	585時間	20人	
公務員中上級オンライン別科 数的処理コース	6ヶ月	36時間		
公務員中上級総合科別科 速修コース	6ヶ月 (10月～3月)	630時間	10人	昼間
公務員中上級総合科別科 中級対策専門コース	6ヶ月 (4月～9月)	160時間	10人	昼間

2 別科の受講料、教育課程その他必要な事項は、別に定める。

第10章 雑則

(保護者等)

第43条 第19条第3項に定める保護者等の定義等については、別に定めるものとする。

附 則

この学則は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成17年10月1日から施行する。

(別科 国家Ⅱ種、地方中上級対策講座 基礎コース、国家Ⅱ種、地方中上級対策講座 応用コース、国家Ⅱ種、地方中上級対策講座 直前コース、国家Ⅱ種、地方中上級対策講座 中級・市役所コースの新設)

附 則

この学則は平成18年4月1日から施行する。

(第15条除籍に「③授業料その他の納付金を納付期限日の翌日から起算して5ヶ月以上滞納した者。」の条文を追加)

附 則

この学則は平成19年4月1日から施行する。

(公務員専攻科の定員変更)

(公務員総合科の定員変更)

(納付金の変更)

(専門士の称号の授与(公務員総合科)の追加については、平成19年2月22日に施行する。)

附 則

この学則は平成20年4月1日から施行する。

(公務員専攻科のカリキュラム変更)

(公務員総合科のカリキュラム変更)

(公務員中上級専攻科のカリキュラム変更)

附 則

この学則は平成21年4月1日から施行する。

(納付金の変更)

(第15条除籍に「③授業料その他の納付金を納付期限日の翌日から起算して4ヶ月以上滞納した者。」の条文を変更)

附 則

この学則は平成22年4月1日から施行する。

(位置の変更 福岡県福岡市博多区博多駅南1丁目14番14号に変更)

附 則

この学則は平成23年4月1日から施行する。

第24条(附帯教育事業)に「公務員ブラッシュアップ別科・6ヶ月・783時間・20名・昼間」を追加)

(公務員中上級専攻科の入学定員変更)

(公務員中上級教養科の新設)

附 則

この学則は平成24年4月1日から施行する。

(公務員専攻科および公務員総合科の入学定員変更)

附 則

この学則は平成26年4月1日から施行する。

(第5条学期の始終期「前期8月31日まで」「後期9月1日から」に条文変更)

(第5条学期の始終期に「3、校長は必要に応じ、前項の期間を変更することができる。」の条文を追加)

(第6条休業日に「ただし、第3号から第5号の休業期間の始期及び終期は、年度により別に定める」の条文追加)

(第7条に「2、授業科目の授業時数を単位数に換算する場合は、別途定める規則に基づいて行う。」の条文を追加)

(第9条(成績評価)の条文を追加)

(第10条(課程修了の認定)の条文を追加)

(第13条入学時期の条文変更)

(第14条(入学志願手続)の条文を追加)

(第15条(入学者の選抜)の条文を追加)

(第16条(入学手続きおよび入学許可)の条文を追加)

(第17条(保証人)の条文を追加)

(第18条(保証人の変更)の条文を追加)

(第19条転科を「本校における転科は学期始め(4月・9月)までに所定の手続きを終了し、許可を得なければならない。」に条文変更)

- (第20条(編入学)の条文を追加)
- (第24条停学に「謹慎」の項目を追加)
- (第25条卒業を「本校指定の修業年限以上在学し、第10条の認定を受けた者に対し、校長は卒業証書を授与する。」に条文変更)
- (第28条懲戒に「訓戒、謹慎」の項目を追加)
- (第31条健康診断の条文変更)

附 則

この学則は平成27年4月1日から施行する。

- (第7条教育課程および授業時間数の別表2を変更)
- (第21条休学に第2項、第3項、第4項の条文を追加)
- (第23条除籍に「④第21条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者。」の条文を追加)

附 則

この学則は平成28年4月1日から施行する。

ただし、平成27年度以前の入学者に対しては、従前の学則を適用する。

- (第4条(自己点検・評価)の条文を追加)
- (第6条(在学期間)の条文を追加)
- (第3章 組織および会議 を追加)
- (第10条(会議)の条文を追加)
- (第11条(教育課程および授業時間数)の別表2を変更)
- (第12条(授業時間)の条文を変更)
- (第5章 入学、転科、編入学、休学、退学、除籍、卒業および賞罰を変更)
- (第15条(入学資格)の条文を変更)
- (第17条(入学志願手続)の条文を変更)
- (第19条(入学手続きおよび入学許可)の条文を変更)
- (第21条(保証人の変更)の条文を変更)
- (第22条(転科)の条文を変更)
- (第23条(編入学)の条文を変更、第2項を追加)
- (第24条(転入学)の条文を追加)
- (第25条(休学)の条文を変更、第5項、第6項を追加)
- (第26条(復学)の条文を追加)
- (第27条(退学)の条文を変更)
- (第28条(除籍)第1項第3号、第4号の条文を変更、第5号を追加)
- (第29条(復籍)の条文を追加)
- (第30条(卒業)の条文を変更)
- (第6章 賞罰を追加)
- (旧第24条(停学・謹慎)の条文を削除)
- (第33条(懲戒)の条文を変更、第2項、第3項、第4項を追加)

- (第34条(納付金)の別表3を変更)
- (第35条(退学および定額の場合の納付金)を追加)
- (第36条(休学の場合の納付金)を追加)
- (第37条(復学)を追加)
- (第8章 科目等聴講生を追加)
- (第41条(附帯教育事業)の表を全て変更)

附 則

この学則は平成29年4月1日から施行する。

ただし、平成28年度以前の入学者に対しては、従前の学則を適用する。

- (第11条(教育課程および授業時間数)の別表2を変更)
- (第25条(休学)に第7項の条文を追加)
- (第28条(除籍)に第1項第5号、第6号の条文を追加)
- (第33条(懲戒)に第4項の条文を追加、第4条を第5条に変更)
- (第34条(納付金)の別表3を変更)

附 則

この学則は平成30年4月1日から施行する。

ただし、平成29年度以前の入学者に対しては、従前の学則を適用する。

- (第5条(本校の課程、学科および修業年限、ならびに定員)の別表1を変更)
- (第9条(教職員)の条文を変更)
- (第11条(教育課程および授業時間数)の別表2を変更)
- (第22条(転科)に第2項の条文を追加)
- (第23条(編入学)の条文を変更)
- (第25条(再入学)の条文を追加)
- (第29条(復籍)の条文を変更)
- (第42条(付帯教育事業)公務員ブラッシュアップ別科の修業期間を8ヶ月に変更)

附 則

この学則は平成31年4月1日より施行する。

- (第11条(教育課程および授業時間数)別表2を変更)
 - (第14条(課程修了の認定)の条文を変更)
 - (第27条(復学)の条文第2項、第3項を追加)
 - (第33条(表彰)の条文第2項を追加)
 - (第38条(復学の場合の納付金)の条文を変更)
- (第9章を 科目等履修および聴講生 に変更)
 - (第41条(科目等履修生)の条文を変更)

附 則

この学則は令和2年4月1日より施行する。

- (第4条(学校評価)第2項の条文を変更、第3項の条文を追加)
- (第5条(本校の課程、学科および修業年限、ならびに定員)別表1の変更)
- (第9条(教職員)第1項 教員 専任教員数の変更)
- (第11条(教育課程および授業時間数)別表2の変更)
- (第26条(休学)第6項の条文を削除)
- (第35条(納付金)別表3の変更)

附 則

この学則は令和2年10月1日より施行する。

ただし、令和2年9月30日以前の入学者に対しては、従前の学則を適用する。

- (第35条(納付金)別表3 授業料の変更)

附 則

この学則は令和3年4月1日より施行する。

ただし、令和2年度以前の入学生に対しては、従前の規程を適用する。

- (第5条(本校の課程、学科および修業年限、ならびに定員)別表1の変更)
 - (第11条(教育課程および授業時間数)別表2の変更)
 - (第12条(授業時間)の条文を変更)
 - (第34条(懲戒)第2項の条文の変更)
- ただし、上記第34条については全学生に適用する。
- (第35条(納付金)別表3の変更)
 - (第42条(附帯教育事業)第1項の条文を変更)

附 則

この学則は令和4年4月1日より施行する。

但し、令和3年度以前の入学生は従前の学則を適用する。

- (第11条(教育課程および授業時間数)別表2の変更)
 - (第19条(入学手続きおよび入学許可)条文の変更)
 - (第20条(保証人)条文の削除)
 - (第21条(保証人の変更)条文の削除)
 - (第34条(連帯保証人)条文の追加)
 - (第35条(連帯保証人の変更)条文の追加)
- (第9章 附帯教育事業(附帯教育事業)第42条 条文の変更)
- (第10章 雑則 の追加)
 - (第43条(保護者等)条文の追加)

附 則

この学則は令和5年4月1日より施行する。

但し、令和4年度以前の入学生は従前の学則を適用する。

((教職員) 第9条 第1項 条文変更)

(第11条 (教育課程および授業時間数) 別表2の変更)

(第9章 附帯教育事業 (附帯教育事業) 第42条 条文の変更)

附 則

この学則は令和6年4月1日より施行する。

但し、令和5年度以前の入学生に対しては、従前の規程を適用する。

(第33条 (納付金) 第1項 別表3の変更 第2項 条文の変更)

附 則

この学則は令和6年10月1日より施行する。

但し、令和5年度以前の入学生に対しては、従前の規程を適用する。

(第9章 附帯教育事業 (附帯教育事業) 第42条 条文の変更)

附 則

この学則は令和7年4月1日より施行する。

ただし、令和6年度以前の入学生に対しては、第9条以外、従前の規程を適用する。

((第9条 (教職員) 第1項 条文の変更)

(第11条 (教育課程および授業時間数) 別表2の変更)

附 則

この学則は令和7年5月1日より施行する。

ただし、令和6年度以前の入学生に対しては、従前の規程を適用する。

(第42条 (附帯教育事業) 表の変更)

附 則

この学則は令和8年4月1日より施行する。

ただし、令和7年度以前の入学生に対しては、従前の規程を適用する。

(第33条 (納付金) 第1項 別表3の変更)

附 則

この学則は令和8年4月1日より施行する。

ただし、第30条の規定は、令和8年4月1日以後の入学者から適用し、

施行日前に入学した学生については、改正前の規定を適用する。

第5条、第11条、第14条、第33条の規定については、令和7年度以前の入学生に対しては、

従前の規定を適用する。

(第5条 (本校の課程、学科および修業年限、ならびに定員) 別表1の変更)

(第7条 (学年、学期の始終期) 条文の変更)

(第11条 (教育課程および授業時間数) 条文および別表2の変更)

- (第13条 (成績評価) 条文の変更)
- (第14条 (課程修了の認定) 条文の変更)
- (第16条 (入学時期) 条文の変更)
- (第24条 (休学) 条文の変更)
- (第25条 (復学) 条文の変更)
- (第26条 (退学) 条文の変更)
- (第27条 (除籍) 条文の変更)
- (第30条 (称号の授与) 条文の変更)
- (第33条 (納付金) 条文および別表3の変更)
- (第42条 (附帯教育事業) 条文の変更)

別表 1

本校の課程、学科および修業年限ならびに定員

課 程 名	昼夜別	学 科 名	修業年限	入学定員	総定員	備 考
文化教養専門課程	昼	公務員速修科	1年	195	195	
	昼	公務員総合科	2年	260	520	
	昼	公務員中上級科 総合科	1年	60	60	
	昼	公務員中上級科 教養科	1年	80	80	
合 計				595	855	

別表 2

省略

別表 3

本校の入学金および授業料等

課 程	学 科 名	入 学 金	授 業 料 (年 間)	施 設 設 備 費	教 育 充 実 費 (年 間)
文 化 教 養 専 門 課 程	公 務 員 速 修 科	150,000	640,000	140,000	120,000
	公 務 員 総 合 科	150,000	640,000	140,000	120,000
	公 務 員 中 上 級 総 合 科	70,000	415,000	100,000	80,000
	公 務 員 中 上 級 教 養 科	70,000	335,000	100,000	80,000
入 学 選 考 料		公務員速修科・公務員総合科 30,000 (※外国人留学生については20,000) 公務員中上級総合科・公務員中上級教養科 20,000			

単位：円

※ 教科書、各種検定受験費、研修・合宿費および実習費等は実費請求